

令和3年第1回定例会 請願に関わる意見書（案）一覧

意見書（案）	
意見書案第1号	預託法及び特定商取引法の改正に向けた意見書

意見書案第1号

預託法及び特定商取引法の改正に向けた意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年3月18日

発議者	北広島市議会議員	島崎圭介
賛成者	同	永井桃
同	同	久保田智
同	同	滝久美子
同	同	桜井芳信
同	同	佐々木百合香
同	同	大迫彰

提案理由 消費生活相談では、通信販売に関する相談が激増しており、解決を図ることが容易でなく深刻な事態となっている。また、送り付け商法なども社会問題となっている。実効的な法制度の整備を速やかに実現されるよう、強く要望する。

提出先 内閣総理大臣外関係大臣

預託法及び特定商取引法の改正に向けた意見書

消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下、検討委員会）において、2020年8月19日に報告書がまとめられ、公表されました。

特に、大きな社会問題となった豊田商事・安愚楽牧場・ジャパンライフ・ケフィア事業振興会・WILL（株）など、高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記されました。

この間、消費生活相談では、「お試しのつもりが、定期購入であった。」などの通信販売に関する相談が激増しており、解決を図ることが容易でなく深刻な事態となっております。また、マスクなどの送り付け商法（ネガティブオプション）なども社会問題となっております。

検討委員会の報告書では、「消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要である。」として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申されました。

これらの社会問題を解決するためには、実効的な法制度の整備が早急に必要となっております。

よって、国会及び政府におかれましては、以下の事項について、速やかに実現されますよう、強く要望いたします。

記

- 1 検討委員会報告書の内容に沿って、販売預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を早急に進め、今通常国会での改正を実現するよう求めます。
- 2 詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を政府に要請するとともに、今通常国会において、特定商取引法の改正を実現するよう求めます。
- 3 送り付け商法については、政府において、現在の法規制の内容の周知を図るとともに諸外国の法制も参考とした制度的措置を講じることを求めます。
- 4 国と地方自治体が連携し、厳正かつ適切な法の執行を確実に行うことができる体制の強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日
北海道北広島市議会